

No	Q	対象		区分					A	
		建築主等	近隣住民	制度全般	標識	説明(説明会)	説明(戸別)	報告		工事中 工事後
1	計画地に隣接するマンションに居住する近隣住民に説明会開催の周知や個別説明を行う場合、オートロックでセキュリティが厳しいため対応できないことから説明不可としてよいか。	○				○	○			マンションや事務所ビルにおいては、建物内への進入が防犯管理上制限されている場合があります。このような場合、説明会開催の周知や戸別説明については、資料の掲示や回覧などの方法も認めています。建物の所有者や管理者の方に相談し協力を得て周知方法を検討してください。
2	説明会の開催を周知する場合、いつまでに近隣住民に周知する必要があるのか。	○				○				説明会を開催する7日前までに、近隣住民に周知する必要があります。近隣住民が説明会に参加することが調整できるように、余裕をもった日程で周知するよう配慮をお願いします。
3	説明会を開催する場合、会場の選定については規定があるのか。	○				○				会場の選定について規定はありませんが、近隣住民が容易に説明会に参加できるよう、計画地近隣の公民館などの公共施設の会議室を利用してください。ただし、近隣の民間施設の会議室等の利用を制限するものではありませんので、対象となる近隣住民の参加人数を想定し、建築主等において適切に会場を選定してください。 近隣の市有施設等の所在については、建築指導課まで問い合わせください。
4	説明会に参加出来なかった近隣住民には、どのように周知するのか。	○				○				説明会を開催し建築計画を近隣住民に周知した場合、説明会に参加出来なかった近隣住民については、戸別説明による方法で周知する必要があります。なお、特定中高層建築物については、周知方法として説明会の開催が義務付けられていますが、説明会に参加出来なかった近隣住民については、説明会開催後に戸別説明による方法で漏れなく周知するようお願いします。
5	説明の対象となる範囲外に居住しているが、建築主等に説明を求めることができるか。		○			○	○			条例では、近隣住民以外として、中高層建築物等の建築等が原因となって、電波障害、工事の騒音、地下水の枯渇、ゴミの堆積、通学路の安全の低下等、影響を受ける所有者・関係者（※）等を周辺住民として規定し、建築主等に対して建築計画の説明を求めることができます。この周辺住民の対象とならない方は、条例に基づいた説明を求めることはできません。 ※町内会、児童・生徒及びその保護者等
6	説明の対象となる範囲内に、市の施設や土地があるが近隣住民として説明が必要か。	○				○	○			説明の対象となることから、市や県などの公共施設の管理者や所管課に説明を行ってください。なお、道路や河川については、条例上の説明対象として取扱いしていませんが、乗り入れや給排水など施工上の関係法令については、適切に管理者と協議を行った上で工事に着手してください。